



CONTENTS

- 外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き…………… 2
- 年金に関する情報（多言語パンフレット・動画）…………… 3
- 算定基礎届について…………… 4
- 月額変更届について…………… 5
- 賞与を支払ったときは届け出が必要です…………… 6
- 交通事故など、第三者の行為によるケガをしたときは？…………… 7
- 「社会保険協会費」の納入のお願い…………… 8
- 休暇村「宿泊利用料補助」の運用変更について…………… 8



きゅうおお たけ しゅ ぞう れん が ぐら
旧大竹酒造煉瓦蔵（前橋市）

1923（大正12）年の関東大震災前に造り酒屋の醸造蔵として建てられた、前橋の中心市街地に残る唯一の酒造蔵。1933（昭和8）年に大竹酒造が建物を取得し、1972（昭和47）年まで醸造を行っていた。国登録有形文化財（建造物）に登録。

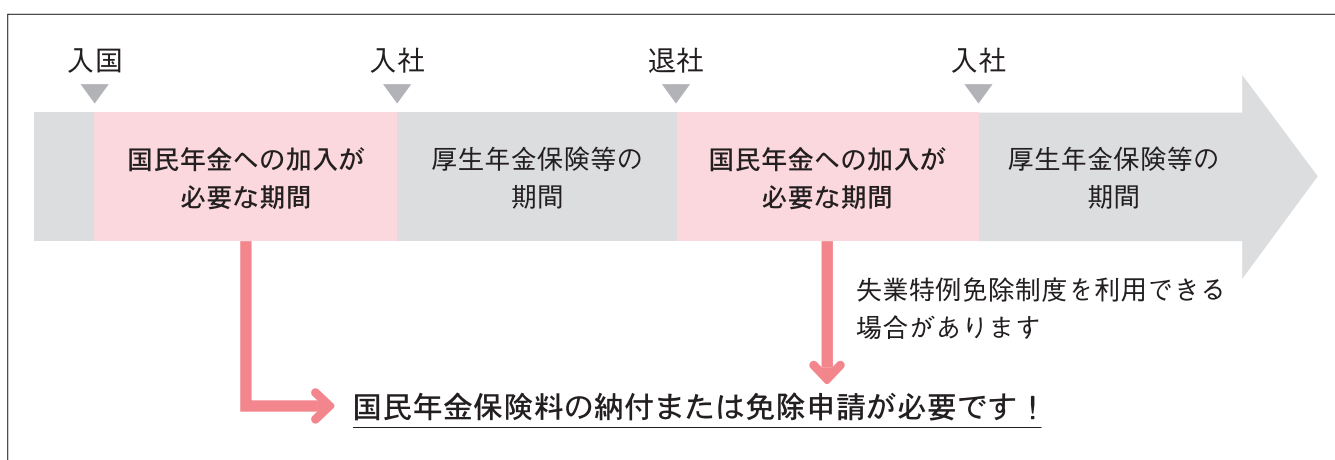
ご案内 外国籍の従業員のみなさまへ周知をお願いいたします

外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

外国籍の方が日本に入国し社会保険（厚生年金保険等）に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、法律によって国民年金の加入者となり、保険料を納付する義務があります。

※社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格（特定技能）の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合がありますので、速やかに保険料納付や免除申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。



入国の初年度など、日本国内で前年所得がない場合は、申請を行うことにより全額免除が認められます。

また、離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合は、失業特例免除制度により、免除が認められる場合があります。失業特例免除制度を申請する際は、失業した事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）を添付する必要があります。

なお、国民年金保険料の免除申請は、紙による申請のほか、電子申請も可能です。

●電子申請に必要なもの

①スマートフォン

スマートフォンにマイナポータルアプリをインストールしてください。



<https://myna.go.jp>

②マイナンバーカード



③数字4桁のパスワード

(例) 1 2 3 4

マイナンバーカード受取時に設定したパスワード

国民年金保険料の納付や免除制度及び電子申請についての詳細は、下記に記載のホームページをご確認ください。

(制度に関する詳細)

日本年金機構

検索



<https://www.nenkin.go.jp/>

(電子申請の詳細)

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

年金に関する情報（多言語パンフレット・動画）

出入国在留管理庁ウェブサイトの「生活・就労ガイドブック」
第7章年金・福祉に年金の説明があります。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



また、日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、
より詳しい年金の説明やお知らせを色々な国の言葉やわかりやすい
日本語で読むことができます。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



〈色々な国の言葉でパンフレットや動画をみることができます〉

日本語
Japanese



英語
English



中国語
中文



韓国語
한국어



ポルトガル語
Em lingua portuguesa



スペイン語
Español



インドネシア語
Bahasa Indonesia



タガログ語
Tagalog



タイ語
ภาษาไทย



ベトナム語
Việt



ミャンマー語
မြန်မာဘာသာ



カンボジア語
ភាសាខ្មែរ



ロシア語
Русский язык



ネパール語
Nepali



モンゴル語
Монгол



YouTube
知っておきたい年金のはなし



算定基礎届について

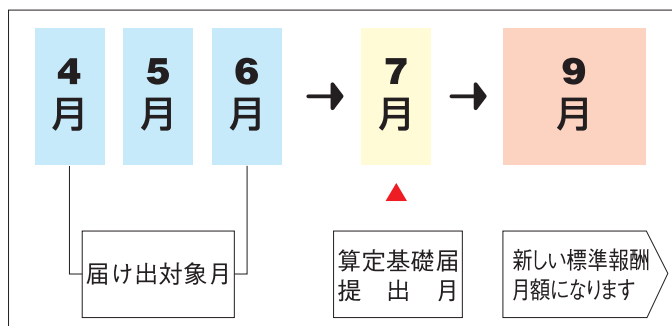
7月は算定基礎届の提出月です

■算定基礎届とは

社会保険の加入者が実際に受ける報酬と、すでに決定されている標準報酬月額に大きな差が生じないよう、毎年1回、7月1日現在の被保険者について、4・5・6月に受けた報酬の届け出を行い、その年の9月以降の標準報酬月額を決定します。＝図1

この決定を「定時決定」といい、高崎広域事務センターに提出する届書を「算定基礎届」といいます。

図1



■算定基礎届の対象者

令和7年5月31日までに被保険者の資格を取得した人で、7月1日現在の被保険者です。＝図2

■標準報酬月額とは

被保険者が受ける報酬月額を等級ごとに区分した月額に当てはめます。この月額を「標準報酬月額」といい、厚生年金保険料等の保険料や将来受給する年金額の計算の基礎となります。

■報酬月額欄の記入方法

① 4・5・6月で支払基礎日数が17日以上月の報酬月額を記入します（支払基礎日数とは、給料計算の対象となる日数をいいます。）。

パートタイムの人で、支払基礎日数が3カ月とも17日未満の場合は、15日以上月を記入します（備考欄の「7. パート」を○で囲んでください。）。

平成28年10月1日から適用対象となった短時間労働者の場合は、支払基礎日数は11日以上月が対象となります（算定基礎届の備考欄の「6. 短時間労働者」が○で囲まれていることを確認してください。）。

② 現物で支給されたものがある場合は、現物給与の価格などにより金銭に換算し各月の報酬として計算します。

※現物給与の価格については、年金事務所へお問い合わせください。

図2 算定基礎届の対象者

		4月	5月	6月	7月
対象となる人	5月31日までに資格を取得した人で7月1日現在の在職者				
	休職中、欠勤中の人				
対象とならない人	6月1日以降に資格を取得した人				
	6月30日までに退職した人				

■一般的な方法で算定すると著しく不当になる場合

当年の4・5・6月の3カ月に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合（いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。）には、前年7月から当年6月までの間に受けた報酬の月平均額から算定した標準報酬月額にて決定します。

【ただし、この保険者算定を行う場合には、事業主からの申立書及び被保険者の同意書が必要です。】

■提出方法

紙による届出を希望している事業主の方には、6月中旬以降に、日本年金機構から「算定基礎届(紙)」が送付されます。同封してある「算定基礎届の記載例」を参考に届書を作成して、7月10日までに「算定基礎届(紙)」またはCD・電子申請で提出してください。

月額変更届について

昇(降)給などにより被保険者が受ける報酬月額に著しい変動があった場合には、その月以降の継続した3カ月間の報酬を基にして、4カ月目から標準報酬月額を見直すこととなっています。

これを「随時改定」といい「月額変更届」により届け出をします。

次の①から③のすべてに該当する場合、届け出が必要になります。

届け出が必要な人

① 固定的賃金の変動(注)があったとき

② 変動した固定的賃金の支払い月以降、継続した3カ月間のいずれの月も報酬の支払基礎日数が17日以上あるとき。(短時間労働者の場合は11日以上)

③ 3カ月間に受けた報酬の平均額を標準報酬月額にあてはめ、現在の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたとき。

(注) 固定的賃金の変動とは

ア 昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)

イ 給与体系の変更(日給から月給への変更など)

ウ 日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更

エ 請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更

オ 家族手当、住宅手当、役付手当、通勤手当など固定的な手当が新たについたり、支給額が変わったとき

提出方法

「月額変更届(紙)」またはCD・電子申請で高崎広域事務センターまたは管轄の年金事務所へ提出してください。

ケース別固定的賃金の変動と月額変更

(支払基礎日数はすべて17日以上とする。)

※短時間労働者の場合は11日以上

ケース		①	②	③	④	⑤	⑥
報酬	固定的賃金	↑	↑	↑	↓	↓	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↓	↑	↑
3カ月の平均額(2等級以上の差)		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更		○	○	×	○	○	×

↑…増 ↓…減 ○…該当する ×…該当しない

固定的賃金の変動または賃金体系の変更がありましたか

いいえ

↓はい

支払基礎日数が全ての月で17日以上ありましたか(短時間労働者の場合は11日以上)

いいえ

↓はい

現在の標準報酬月額とくらべて2等級以上の差がありますか

いいえ

↓はい

月額変更の対象となります

月額変更の対象とはなりません

賞与を支払ったときは届け出が必要です

電子申請による届け出

賞与支払届の提出は、窓口への来訪や郵送の手間がなく24時間いつでも申請できる電子申請をぜひご利用ください。ご利用にあたってはGビズIDを使用することで簡単に申請することができます。

＜GビズIDについてのお問い合わせ＞

「GビズIDヘルプデスク」 0570-023-797

＜電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせ＞

「ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）」 0570-007-123 → 2 番

電子媒体による届け出

届書作成プログラム（日本年金機構ホームページから無償で提供されています。）により作成し提出をお願いします。

令和7年3月末をもって被保険者データを収録したCDの郵送は終了しました。被保険者データの受け取りは、オンライン事業所年金情報サービスをご利用ください。

届出書（紙）による届け出

賞与支払い予定月の登録がある事業主の方（紙による届け出を希望）には、あらかじめ被保険者の氏名などの基本情報をプリントした「被保険者賞与支払届（紙）」が支払い予定月の前月に送られます。必要事項を記入のうえ提出をお願いします。

①支払い予定月以外に賞与を支払った場合には？ ②賞与の支払いがない場合でも届け出が必要です

支払い予定月以外に賞与を支払ったときは、「被保険者賞与支払届」に必要事項を記入のうえ提出をお願いします。

なお、電子媒体や電子申請による届け出もできます。

賞与支払い予定月の登録がある事務所については、支払い予定月に賞与の支払いがなかったときには「賞与不支給報告書」の届け出が必要となります。

全国の年金事務所で年金の予約相談を実施しています。

予約相談の実施時間帯

月曜日 9:00相談開始～18:00相談開始※
火～金曜日 9:00相談開始～16:00相談開始
第2土曜日 10:00相談開始～15:00相談開始

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日となります。

○お電話の際は、基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書等の基礎年金番号の分かるものをご準備ください。

予約相談の申し込みは「予約受付専用電話」へ！

0570-05-4890

上記の内容についてのお問い合わせは管轄する年金事務所まで

老後の生活設計に大きな安心をプラスする公的な年金

全 国 国 民 年 金 基 金 からのお知らせ

自営業者等の皆様へ!! (国民年金第1号被保険者) 年金が増えて老後にゆとり

資料請求は全国国民年金基金 群馬支部

税金がおトクで今にゆとり

0120-65-4192へ

※ご家族または知人等へご紹介ください。

webによる
資料請求は
こちらから



交通事故など、第三者の行為によるケガをしたときは？

例えばこんなとき



相手がいる
交通事故
(同乗含む)



他人が飼っ
ている動物
にかまれた



他人からの
暴力
(ケンカ)

健康保険で治療を受ける(受けた)場合は

「第三者行為による傷病届」の提出が必要です

交通事故などの第三者行為によりケガをした場合、治療費は本来加害者が負担すべきものです。

健康保険で治療を受ける(受けた)場合は、協会けんぽが一時的に加害者が負担すべき治療費を立て替えて、後日、加害者(または加害者が加入している損害保険)に対して立て替えた費用を請求するために「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。



被害者
協会けんぽの
被保険者・被扶養者



加害者
加害者(相手方)が
加入する損害保険会社

① 健康保険証・マイナ保険証などを窓口に提示し、「第三者行為によるケガである」ことを伝え、自己負担分を支払い治療を受ける

② 「第三者行為による傷病届」など必要書類※を記入し、協会けんぽに届け出をする

※協会けんぽホームページでご確認いただくか、お電話でお問い合わせください。

③ 協会けんぽが負担した治療費は、協会けんぽから加害者(相手方)や加害者(相手方)が加入している損害保険会社へ請求



医療機関



協会けんぽ

使ってみよう！マイナ保険証

協会けんぽでは、マイナ保険証について解説した動画『使ってみよう！マイナ保険証』を健康保険組合連合会と共同で作成しました。

動画の中では、マイナ保険証のメリットや使用方法に加え、昨年の12月から健康保険証の新規発行が終了したことで、どのように制度が変わるかについても紹介しています。

動画は
こちらから



全国健康保険協会 群馬支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gunma>

協会けんぽ 群馬

検索

〒371-8516
前橋市本町2-2-12
前橋本町スクエアビル4階

☎ 027-219-2100(代表)

受付時間／8：30～17：15(土日祝日・年末年始を除く)

LINEお友だち
登録募集中！



令和7年度 「社会保険協会費」の納入のお願い

社会保険協会費の「払込取扱票」を同封させていただきました。この「払込取扱票」によりゆうちょ銀行(郵便局)から納入いただくか、または下記の金融機関への振込をお願い致します。

※「払込取扱票」は、ゆうちょ銀行のみで使用できます。(銀行やコンビニでは使用できません。)

※協会費は、令和7年1月現在の被保険者数により算出しております。

協会費を入金できる金融機関

群馬銀行、東和銀行、しののめ信用金庫、桐生信用金庫、
高崎信用金庫、アイオー信用金庫、利根郡信用金庫

※口座番号は、同封の「令和7年度社会保険協会費の納入について」をご覧ください。

※郵便局以外の金融機関からの振込手数料は事業所様の負担となります。

協会費に関するお問い合わせは「群馬県社会保険協会」 ☎027-224-9191まで

休暇村「宿泊利用料補助」の運用変更について

「令和7年度 健康増進事業のご案内」⑥「宿泊利用料補助」にてご案内しております「(一財)休暇村協会(全国に35施設)」については、令和7年度下半期より「利用承認書」の取扱いが変更となります。

変更内容

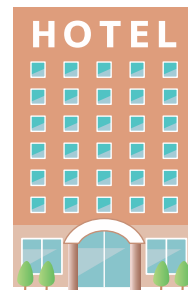
「予約の経路」及び「決済のタイミング」により「利用承認書」の取扱いができない場合があります。取扱いの可否は、以下のとおりとなりますのでご確認ください。

【ホテル・コテージ】

「予約の経路」及び「決済のタイミング」による「利用承認書」取扱いの可否

予約の経路	決済のタイミング	
	事前決済	現地決済
公式HP	○	○
OTA、旅行会社等	×	○
電話予約	—	○

○：「利用承認書」利用可 ×：「利用承認書」取扱い不可 —：該当なし
OTA：宿泊予約サイト(楽天トラベル、じゃらん、Booking.com 等)



OTA等の事前決済プランをご予約の場合は、「利用承認書」の取扱いはできませんのでご注意ください。

休暇村公式HPから事前決済プランをご予約の上、「利用承認書」をご持参いただいた利用者には現地にて1,000円を返金いたします。

※キャンプ場の宿泊にかかる「利用承認書」の利用は令和8年3月31日で終了となります。